

【上乗せ条件を満たす場合】

○令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で50%以上減少した事業者のうち、運転資金の工面や、雇用の確保に積極的に取り組む事業者をさらに支援するため、以下の①～④のいずれかを満たす事業者には、支援金を上乗せして支給します。

①国の持続化給付金の支給を受けた事業者

②令和2年3月以降にセーフティネット保証制度等を活用し、新たに融資を受けた事業者

③令和2年3月以降に返済猶予等の既借入融資の融資条件を変更した事業者

④雇用調整助成金の特例措置(新型コロナウイルス感染症関連)の助成を受けた事業者